4　営利企業への従事等の制限
職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び2の㈠の(2)に掲げる職員を除く。）については、この限りでないこととした。（第三八条第一項関係）

5　人事行政の運営等の状況の公表
任命権者は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、2の㈠の(2)に掲げる職員の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならないこととした。（第五八条の二第一項関係）

二　地方自治法の一部改正関係
一の2に伴い、一の2の㈠の(1)に掲げる職員に対し、期末手当の支給を可能とするほか、給付に関する規定を整備することとした。（第二〇三条の二及び第二〇四条関係）

三　この法律は、平成三二年四月一日から施行することとした。

◇原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（法律第三〇号）（内閣府本府）

1　機構の目的
この法律の目的に、廃炉等積立金の管理等その他の業務を行うことにより、廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を図ることを追加することとした。（第一条関係）

2　業務
㈠　業務の範囲等
(1)　原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）の業務に、廃炉等積立金の管理等の業務及びこれに附帯する業務を追加することとした。（第三五条関係）
(2)　業務方法書には、廃炉等積立金に関する事項を記載しなければならないこととした。（第三六条第二項関係）
(3)　機構は、毎事業年度、廃炉等積立金管理業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならないこととするとともに、毎事業年度終了後、廃炉等積立金管理業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならないこととした。（第三六条の三関係）
㈡　資金援助の申込みを行う場合に提出する書類の追加
廃炉等を実施する原子力事業者が第四一条第一項の規定による資金援助の申込みを行う場合には、廃炉等の実施に関する方針を記載した書類を提出しなければならないこととした。（第四一条第三項関係）
㈢　廃炉等積立金
(1)　廃炉等積立金の積立て及び管理
イ　廃炉等を実施する認定事業者（以下「廃炉等実施認定事業者」という。）は、廃炉等の適正かつ着実な実施を確保するため、機構の事業年度ごとに、当該事業年度の終了後三月以内に、機構が通知する額の金銭を廃炉等積立金として積み立てなければならないこととした。（第五五条の三第一項及び第二項関係）
ロ　廃炉等積立金は、機構が管理することとした。（第五五条の三第三項関係）
(2)　廃炉等積立金の額
イ　廃炉等積立金の額は、運営委員会の議決を経て、主務省令で定める基準に従って定めなければならないこととし、機構は、廃炉等積立金の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならないものとし、主務大臣は、当該認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならないこととした。（第五五条の四第一項～第四項関係）
ロ　機構は、イの認可を受けたときは、遅滞なく当該認可に係る廃炉等積立金の額を廃炉等実施認定事業者に通知しなければならないこととした。（第五五条の四第五項関係）
ハ　主務大臣は、廃炉等実施認定事業者の廃炉等の実施の状況等に照らし必要があると認めるときは、機構に対し、廃炉等積立金の額の変更をすべきことを命ずることができることとした。（第五五条の四第六項関係）
(3)　廃炉等実施認定事業者の届出
廃炉等実施認定事業者は、毎年度、廃炉等の実施の状況、廃炉等の実施に関する計画等を機構を経由して主務大臣に届け出なければならないこととした。（第五五条の五関係）
(4)　廃炉等積立金の運用等
機構は、国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有等のほか、廃炉等積立金を運用してはならないなど、廃炉等積立金の運用等について所要の規定を設けることとした。（第五五条の六～第五五条の八関係）
(5)　取戻し
廃炉等実施認定事業者は、廃炉等の実施に要する費用に充てる等の場合には、機構と共同して作成し、主務大臣の承認を受けた廃炉等積立金の取戻しに関する計画に従って廃炉等積立金を取り戻すことができることとした。（第五五条の九関係）
(6)　立入検査
主務大臣は、廃炉等積立金の管理等のため必要があると認めるときは、その職員に、廃炉等実施認定事業者の営業所等に立ち入り、帳簿等を検査させることができるものとし、必要があると認めるときは機構に立入検査を行わせることができるものとするとともに、立入検査について所要の規定を設けることとした。（第五五条の一〇関係）

3　区分経理
機構は、廃炉等積立金に係る経理を一般の経理と区分し、廃炉等積立金に係る勘定を設けて整理しなければならないこととした。（第五八条の二関係）

4　罰則
立入検査の拒否等について罰則を定めるなど、罰則について所要の規定を設けることとした。（第七四条、第七五条及び第七八条関係）

5　施行期日等
㈠　この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めることとした。（附則第二条～第五条関係）
㈡　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定（条約第九号）（外務省）

この協定は、日本国とルクセンブルクとの間で年金制度、医療保険制度等の適用調整を行うとともに、両国での保険期間の通算によりそれぞれの国における年金を受給する権利を確立し、もって両国間の人的交流・経済交流の促進を図ることを目的とするものであり、その内容の大要は、次のとおりである。

1　総則
㈠　協定の対象は、日本国については、年金制度に関し、国民年金及び厚生年金保険とし、医療保険制度に関し、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び高齢者の医療の確保に関する法律により実施される制度とし、ルクセンブルクについては、老齢、障害及び遺族に関する年金保険並びに疾病及び出産に係る保険、労働災害及び職業上の疾病に係る保険、介護保険、失業給付並びに家族給付とする。（第二条関係）
㈡　協定は、一方の締約国の法令の適用を受けているか又は受けたことがある者等について適用する。第三条に規定する者であって一方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。（第三条及び第四条関係）